

PMI日本支部著作物取扱規程

本規定は、PMI日本支部会員を対象に、支部活動の中で作成された著作物(以後、「支部著作物」と呼ぶ)の取扱ルールを取りまとめたものである。なお、本規定は、PMI倫理規定・行動規範「PMI MEMBER ETHICAL STANDARDS : MEMBER STANDARDS OF CONDUCT」(1.A.4.項)に定められた以下の条文を、PMI会員として遵守することを前提とする。

PMI Members will respect and protect the intellectual property rights of others, and will properly disclose and recognize the professional, intellectual, and research contributions of others.

(訳) PMI会員は、他者の知的財産権を尊重し保護する。また、他者から得た専門的、知的、かつ研究上の貢献を正当に認識して公表する。

(支部著作物の定義)

第1条 支部著作物とは、著作権法で規定される著作物中で、以下の要件の一つ以上を満足する有形、無形のことをいう。

(1) PMI日本支部の発意に基づくもの

(2) PMI日本支部会員が、支部活動の中で作成したもの

ただし、作成時に、別途、特段の定めを当該部会で合意し、支部事務局の了解を得たものは除く。

(著作権の帰属)

第2条 支部著作物の著作権は、PMI日本支部が所有する。

(著作権の登録)

第3条 支部著作物は、それが完成した後、遅くとも年度末までには、PMI日本支部事務局へ提出しなければならない。

注)一般的には、年度末に作成する部会活動報告書に併せて提出する。

(著作権表示)

第4条 支部著作物を外部へ公表する際は、PMI日本支部の著作物であることを明示しなければならない。

(支部著作物の支部活動^註)での利用)

第5条 PMI日本支部活動の中で支部著作物を使用する場合は、第9条で規定する特別有料著作物を除き、PMI日本支部の著作物であることを明示することにより、自由を使用することができる。

注) 支部活動とは、支部内で行われる活動以外に、PMI日本フォーラムなどの支部主催セミナーなども含まれる。

(支部著作物の支部活動外での非営利目的利用)

第6条 支部著作物を支部活動外において非営利目的で利用する場合は、PMI日本支部の著作物であることを明示することに加えて、以下の条件を満たした上で、自由を使用することができる。

- (1) 著作物を作成した部会のメンバーは、当該部会の了解を得る。
- (2) 上記以外の会員は、支部事務局の書面での了解を得る。
- (3) 第9条で規定する特別有料著作物ではない。

(支部著作物の支部活動外での営利目的利用)

第7条 第9条で指定する特別有料著作物に該当しない支部著作物を支部活動外において営利目的で利用する場合は、支部事務局へ申請することにより、有料で使用することができる。但し、当該著作物の作成に直接的に貢献したメンバーは、そのことを支部事務局が当該組織への問合せなどにより確認できた場合に限り、無料で使用することができる。

(営利・非営利の判断)

第8条 支部著作物の利用目的が非営利か営利かの判断は、以下の基準を参考に各部会と支部事務局が協議して行うが、判断が分かれた場合は、支部事務局の最終判断に委ねるものとする。

- (1) 金銭の授受にかかわらず、個人や組織の営業に資する活動は、営利目的とする。
- (2) 官公庁、地方自治体、大学などの公的な機関が行う活動は、原則として非営利目的とする。

(特別有料著作物の設定)

第9条 特に利用価値が高く、有料配布が妥当と判断された支部著作物は、支部事務局が制作を担当する部会の合意を得た上で特別有料著作物と指定し、利用目的が非営利・営利にかかわらず、有料で配布するものとする。但し、著作物作成に貢献したメンバーが、自ら作成した部分を利用する場合は無料とする。

(公開用支部著作物の取り扱い)

第10条 理事会および支部事務局関係者が、支部活動を紹介する目的で作成した資料、および、部会活動によって作成された著作物であっても、公開することが妥当と事務局と当該部会で判断された著作物は、公開用支部著作物として指定し、その内容を改変

しない限り、自由に利用することができる。但し、当該著作物の公開に当たり、その取扱方法に特別の指定がある場合は、利用者はその指定に従うものとする。

(利用料金の設定)

第11条別途定める価格設定に従って、対象物ごとに支部事務局で評価し、決定するものとする。但し、この価格評価に当該著作物作成に係わった会員から疑義が出された場合は、企画委員会において協議し、この結果を受けて事務局が最終決定するものとする。

以上

2006年5月19日制定

PMI日本支部著作物取扱規程FAQ

Q1: 法人スポンサー会議で配布されPMI日本支部著作物を当該スポンサー企業で利用するために10部コピーして関連部門に配布したい。

A1: 法人スポンサー連絡会で配付される資料は、その大部分が「公開用著作物」と指定されますので、特に制限が記載されていない限り、企業へ持ち帰り関連部門へコピーを配布することができます。なお、本規定は個人会員を対象としていますが、法人スポンサー企業も個人会員に準じて取扱います。

Q2: 部会活動での成果物に一部、自分の所属している会社の製品・サービス情報が混入しているがこれは支部著作物となりうるのか。

A2: 部会活動において、個人もしくは所属企業の著作物を利用する場合は、そのことを著作物に明示し、部会メンバーに周知して、支部著作物と明確に分けて取り扱う必要があります。例えば、図表やパワーポイント画像などを支部著作物の中に取りこむ場合は、出典や著作権を個々に明示して使用します。こうしておけば、資料全体は支部著作物となりますが、個々の図表やパワーポイント画像までに、支部の著作権が適用されることはありません。

Q3: PMBOK(PMIの基準)の一部をそのまま、コピーして社内教育に利用したいが問題はないか。

A3: 『PMBOKガイド』はPMI本部の著作物ですので、その利用に当たってはPMI本部の著作権取扱規程が適用されます。詳しくはPMI本部のホームページをご覧ください。

Q4: 月例セミナーや日本フォーラムなどの講習会資料として配布された資料の一部をコピーして、自分が行う説明会で利用することは可能ですか。

A4: セミナーでの配布資料の多くは講演者が作成されたケースが多く、この場合は講演者の了解を得る必要があります。ただし、支部著作物の表示のある資料については、支部活動以外の営利活動で使用する場合は事務局への申請が必要です。また、これを非営利活動で利用される場合は支部の著作物表示を残したまま、自由に使うことができます。

Q5: 部会活動報告書を他の団体活動でそのまま、利用して「PMI日本支部活動紹介」なる説明会を行いたいができるか。

A5:「支部著作物の支部活動外での非営利目的利用」に該当しますので、以下の条件を満たせば自由に利用できます。ただし、第9条で規定する特別有料著作物の場合は、有料での利用となります。なお、特別有料著作物は、支部ホームページで確認することができます。

(1)その報告書作成に貢献した会員は、その部会の了解を得る。

(2)そうでない会員は、事務局に書面(メールでも可)で了解を得る

Q6:自分のオリジナルのアイデアを部会活動で発表した。その結果が、部会報告書にまとめられた。この部会報告書はPMI日本支部著作物となるのか。

A6:オリジナルのアイデアであっても、独自に創意工夫を凝らしてまとめられた報告書は、支部著作物となります。ただし、部会で発表された文章や発言、図表をそのまま報告書に記載する場合は、それらの権利が発表者個人に帰属することが分かるように表現しておかなければなりません。このことは、PMI本部の倫理規定に記述されている通りです。

Q7:PMI日本支部著作物を改変して使用したい場合は、どこに許可願いを出したら良いですか。

A7:すべてPMI日本支部事務局へご連絡下さい。

Q8:PMI日本支部事務局への届け出は、どのようにしたらよいですか？

A8:PMI日本支部のホームページに掲載されている許可願い用紙に必要事項を書き込み、署名された上で、事務局宛(fax 03-3664-9833)へお送り下さい。

Q9:PMI日本支部著作物の種類と取扱方法をまとめるとどのようになりますか。

A9:以下の表のようになります。

分類	利用方法	承認	料金	備考
一般(指定なし)	支部活動内利用	不要	無料	支部著作物であることを明記する ※以下、全て同様
	外部/非営利利用	部会 or 事務局	無料	著作物を作成した部会メンバーは、当該部会での承認を得る
	外部/営利利用	事務局	有料	著作物作成に直接的に貢献したメンバーの利用は無料

特別有料著作物	全ての利用	事務局	有料	著作物作成に貢献したメンバーが、自ら作成した部分を利用する場合は無料
公開用著作物	全ての利用	不要	無料	利用方法に特段の指定がある場合は、それに従う

以上

制定

2006年5月19日

改定

2009年1月1日 一般社団法人への移行および支部名称の変更